

# 社会福祉法人天雲会 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

## (目的及び意義)

**第1条** この規定は、社会福祉法人天雲会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等の並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義など)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所にする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法第45条の16第3項、同法第45条の19第6項において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。  
なお、社会福祉法第45条の35第1項に基づき、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の実情を考慮するものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給)

**第3条** この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として、報酬を支給することが出来る。

- 2、常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことが出来る。
- 3、施設職員でこの法人の役員を兼ねる者に対しては、この法人の役員としての報酬は支給しない。
- 4、前項の規定にかかわらず、常勤役員のうち理事長が施設職員を兼ねる場合、社会福祉法人天雲会給与規程にもとづき、別表第1「常勤役員の報酬月額」の範囲内での報酬月額その他、賞与などを支給することが出来る。
- 5、評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することが出来る。

## (報酬等の額の決定)

**第4条** この法人の常勤役員の報酬月額は、別表第1「常勤役員の報酬月額」のとおりとする。

- 2、非常勤役員に対する報酬は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。
- 3、各評議員の報酬等は、定款第8条に定める金額の範囲内において、別表第3「評議員の報酬」に基づき、支払うものとする。

## (報酬の支給日)

**第5条** 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員にあっては、理事会出席等の翌月に支払うものとする。

## (報酬の支給方法)

**第6条** 報酬等は通貨をもって本人へ支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2、報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員及び評議員には、その通勤実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、または、負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. この規程は、一部改訂し、令和3年4月1日から施行する。

■別表第1「常勤役員の報酬月額」

理事長	VIII等級100号俸以内の月額に給与規程の手当を加えた額
理事	VII等級100号俸以内の月額に給与規程の手当を加えた額

■別表第2「非常勤役員の報酬」

理事長	理事会出席など、必要の都度、謝金として1人一律15,000円
理事	理事会出席など、必要の都度、謝金として1人一律5,000円
監事	理事会出席など、必要の都度、謝金として1人一律5,000円 ただし、監事監査や行政監査等の場合は、謝金として1人一律10,000円

■別表第3「評議員の報酬」

- ・評議員会等出席の都度、謝金として1人一律5,000円